

(3) 調査の計画

ア 調査の計画

- 調査の実施主体（調査委員会等）は、調査の決定者（教育委員会等）と協議し、今後の調査の計画を立てます。以下の事項について具体化しておきましょう。
 - ・調査の目的
 - ・調査の目標
 - ・調査方法（概要）と調査期間（予定）
 - ・調査で得た資料の取扱（分析評価前の資料の扱い）
 - ・遺族への随時説明
 - ・報告書の公表と関係者への配慮
 - ・その他
- また、調査に充てる人員や、受験や卒業が控えている場合などの時間的制約についても協議しておきましょう。
- 参考までに、過去の調査事案では、自殺事案が起きてから2ヶ年の期間を要した場合もあれば、約3ヶ月でまとめを行った場合など、調査委員会の設置にいたる期間も含め調査に費やした期間は事案により様々です。

イ 調査の目的

- 「何のために」調査するのかという調査の「目的」を明確にしておくことが大切です。事案によって異なるかもしれませんが、一般的にはつぎの3つです。
 - ①今後の自殺防止に活かすため
 - ②遺族の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
 - ③子どもと保護者の事実に向き合いたいなどの希望に応えるため
- 調査の目的について、遺族と合意しておくことが重要です。また、保護者ともある程度の合意を得ておく必要があります。途中で見解の相違が生じた場合など、この「目的」や次に述べる「目標」に立ち返って考えることとなります。原則として途中で変更するものではありませんので、特に遺族とはしっかりと合意しておく必要があります。
- これらの目的からわかるように、本指針で想定している調査は、責任追及を目的とする調査ではありません。

ウ 調査の目標

- 「何のための調査か」という目的が決まれば、次に到達目標を明確にします。事案によって異なるかもしれませんが、一般的には次の3つです。
 - ①何があったのか事実を明らかにする。
 - ②自殺に至った過程をできる限り明らかにする。
 - ③今後の自殺防止への課題を明らかにし、提言をまとめる。
- どこまで調査可能かは、どれだけ協力が得られるか、時間、人員等に左右されます。

エ 調査方法（概要）と調査期間（予定）

- 情報収集の方法について計画を立てます。中でも、子どもへの一斉聴き取りやアンケートなどは、事前に保護者に説明し、承諾書を得るなどの手順が必要になるため、実施するのであれば、当初から組み入れておく必要があります。もちろん、調査が進む中で、方法の追加や修正は起こります。

4 分析評価

ア 基本的考え方

- 調査の目的と目標を再確認し、それに基づいて分析評価を行ってください。
- 分析評価の段階では、あくまで客観的に分析評価を行ってください。ただし、報告書をまとめる段階においては、遺族や子どもなど関係者へ配慮して記載内容を決めます。

(1) 事実の確認

ア 事実の確認

- 収集された情報が、どの程度確かなものなのか信憑性を確認してください。
- 個々の情報の信憑性が確認された場合でも、それらを集積して総合的に分析評価をする際には、全体としての吟味が必要になります。この点が十分でない場合、分析評価はできません。
 - ・量的に十分であるか（聴取人数やアンケート回収率など）
 - ・質的に十分であるか（必要とされる重要な情報が十分に得られているか）
- 調査委員会は、初期調査について検証しなければならないこともあります。

(2) 自殺に至る過程の分析評価

ア 要因と過程の分析評価

- 様々な聴き取り結果、アンケートを実施した場合はその結果など、様々な情報を総合的に分析評価してください。
- 遺書などや過去の資料についても、他の情報と合わせた全体の文脈の中で読み解く必要があります。
- 学校要因（例：学校で何があったのか、子ども同士で何があったのか、教師との関係で何があったのか）、個人要因（例：精神疾患）及び家庭要因（例：近親者の死）などに分けて自殺への影響の程度をできる限り分析評価してください。
- さらに、亡くなった子どもが生きてきた中で、どのような過程を経て、またどのような背景があって自殺に至ったかを、いわゆる生活史や成育歴と呼ばれていることの検討も含め、できるだけ明らかにするように努めてください。

(3) 自殺防止の課題

ア 自殺防止の課題

- 今後の自殺防止という視点で課題を整理し、可能な範囲で提言をまとめてください。
- 子どもの自殺を減らすために、子どもが死に至った社会的背景もできるだけ浮かび上がらせるよう努めてください。

5 報告

(1) 報告書の内容

ア 報告書の内容

- 報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのことは密接に関係するので、調査の実施主体にて判断してください。
- 報告書の内容（目次）の一例を示しますが、個々の事案の特性に合わせて組み立ててください。

はじめに
要約
発生から調査委員会の立ち上げまで
調査の経過
分析評価 調査により明らかになった事実
自殺に至る過程
自殺防止の課題
○○○（特定のテーマ）
まとめ
おわりに

- また、分からないことについては、その旨を率直に記載すべきと考えます。

イ 報告書の内容における配慮

- 報告書における事実及び分析評価の記載について、遺族はもちろんのこと、子どもへの配慮が必要です。ただし、配慮することにより、要因間のバランスが変わったり、報告書全体のニュアンスが変わったりしてしまうことは適切ではありません。

(2) 報告書の提供と説明

ア 報告書の遺族への提供

- 遺族などへは事前に開示してください。遺族から要望があった場合、調査の実施主体の判断で若干の修正があり得ます。

イ 報告書の保護者への提供と説明

- 保護者に対しては、口頭説明や概要版の提供、報告書の閲覧などに替えることがある旨を調査の計画段階で説明しておきますが、遺族の意向により変わることもあります。